

令和6年神審第5号

裁 決

遊漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官佐藤雅彦出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年7月29日05時29分半僅か過ぎ

大阪湾南部

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

モーターボートB

総 ト ン 数	4.9トン	
全 長		2.80メートル
登 録 長	11.54メートル	
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	電気点火機関
出 力	330キロワット	5キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室前部右舷側に舵輪、その後方に操縦席が設置され、舵輪の左舷側にGPSプロッター兼魚群探知機、右舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えたFRP製遊漁船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客8人を乗せ、全員が救命胴衣を着用し、遊漁の目的で、船首0.5メートル船尾1.3メートルの喫水をもって、令和5年7月29日04時45分大阪府田尻漁港の係留地を発し、和歌山県地ノ島南方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、3海里レンジでノースアップ表示としたGPSプロッターにレーダー映像を重畳させ、操縦席に座って操船に当たり、05時24分半僅か過ぎ大阪府泉南郡岬町所在の四等三角点小島（以下「小島三角点」という。）から031.5度（真方位、以下同じ。）1.6海里の地点で、針路を239度に定め、17.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

定針して間もなくa受審人は、左舷方に北西方に移動しながら遊漁を行っている数隻の遊漁船を認め、その動静を見ながら続航した。

a受審人は、05時28分半僅か過ぎ小島三角点から348度1,420メートルの地点に達したとき、正船首560メートルのところ、Bを視認することができ、その後同船が同じ方向を向いて移動しないことから、漂泊中であることが分かる状態で、Bと衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、左舷方に認めた数隻の遊

漁船の動静に気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bを避けることなく進行し、05時29分半船首至近に同船を認め、急いで機関を中立運転として左舵をとったのち、右舵をとったものの、及ばず、05時29分半僅か過ぎ小島三角点から325度1,340メートルの地点において、Aは、船首が264度を向き、10.0ノットの速力となったとき、その船首がBの左舷船首部に前方から51度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力4の南南西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、小型船舶としての登録対象外であるものの、機関の出力から船舶検査を要する高分子製折り畳み式プレジャーモーターボートで、b受審人が1人で乗り組み、ポータブルGPSプロッター兼魚群探知機を持ち込み、救命胴衣を着用し、有効な音響による信号を行うことができる手段として呼子笛を備え、釣りの目的で、船首0.2メートル船尾0.4メートルの喫水をもって、同日05時05分和歌山県大川港付近の海岸を発し、同港北方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、目的の釣り場に到着し、05時25分衝突地点付近で、船首を南東方に向け、機関を停止して漂泊を開始した。

b受審人は、右舷船首方を向いた姿勢で船尾部に置かれた椅子に腰掛けて釣りを始め、05時28分半僅か過ぎ衝突地点で、船首が135度を向いていたとき、左舷船首76度560メートルのところに、Aを視認することができ、その後同船が衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、漂泊中の自船を他船が避けるものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、b受審人は、Aに対して避航を促す音響信号を行うこと

も、更に接近しても衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続け、05時29分半左舷至近に迫った同船を認め、手を振り大声を發したものの、効なく、Bは、船首が135度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、右舷船底外板等に擦過傷を生じ、Bは、船首部に圧壊等を生じた。

(航法の適用)

本件は、海上交通安全法が適用される大阪湾南部において、航行中のAと漂泊中のBとが衝突したものであるが、同法には本件に適用できる航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には両船の関係について規定した条文がないので、同法第38条及び第39条の船員の常務により律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、大阪湾南部において、航行中のAが、見張り不十分で、漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、大阪湾南部において、釣り場に向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、左舷方に認めた数隻の遊漁船の動静に気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けることなく進行してBとの衝突を招き、A及びB両船に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、

同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b受審人は、大阪湾南部において、釣りのため漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、漂泊中の自船を他船が避けるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、避航を促す音響信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けて同船との衝突を招き、A及びB両船に損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年12月19日

神戸地方海難審判所

審判長 審判官 大 北 直 明

審判官 前 田 昭 広

審判官 阪 本 義 治